次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間
- 2 . 内 容
 - 目標 1 妊娠、出産、子育てのための特別休暇(産前休暇、産後休暇、保育休暇、配偶者出産の付添休暇、子の看護休暇、育児参加休暇等)の周知・利用促進に努めるとともに更なる充実を図る 併せて年次有給休暇の利用促進に努める

< 対策 >

- ・令和2年4月 小学校第1年次に在学する子の世話を行うための特別休暇を新設
- ・令和2年度~ 妊娠、出産、子育てのための特別休暇の制度を学内イントラネット等で周知し、利用促進に努める 全教職員に年次有給休暇の積極的な取得を周知し、利用促進に努める

目標2 男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に努める

< 対策 >

- ・令和2年度~ 「男性職員による育児に伴う休暇・休業」の制度の説明を作成し、学内イントラネット等で周知し、利用促進に努める
 - 目標3 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に努めるとともに、育児休業期間中は代替要員の確保に努める

< 対策 >

・ 令和2年度~ 育児休業教職員の代替職員を確保するよう努める